



### ちがさき法定外路面標示有効活用社会実験を実施しています！

#### <社会実験の目的>

茅ヶ崎市は、他の都市に比べ市民の方の自転車利用が多く、駅前・学校や商業施設などの近隣では、自転車や歩行者、さらには自動車が混在し危険な状況も見られます。

自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、車道の左側を走行することが原則となりますが、道路の幅員が狭く、自転車道や自転車専用レーン(自転車専用通行帯)が設置できない道路も多いのが実状です。そこで今回、自転車の車道での走行空間を明示(左側通行)し、車道での左側通行のルールを周知するための、路面標示を設置する社会実験を左富士通りの一部区間(浜見平交番前交差点～浜見平入口交差点)において実施しております。なお、社会実験では以下の調査を実施します。

#### ～調査の概要～

- ①路面標示を6パターン設置し、その効果を検証します！  
→左富士通りの道路の両脇に、27箇所設置しています。
- ②ビデオ観測調査を行います！  
→路面標示を設置する前に1回、設置した後は2回行います。
- ③アンケート調査を実施します！（ご協力お願いします）  
→1月頃に沿線住民の方、自転車利用者へアンケート配布予定。



(設置した路面標示の例)

#### <実施期間>

平成24年11月5日～平成25年1月末

#### <対象の路線>

左富士通りの一部区間(浜見平交番前交差点～浜見平入口交差点間のおよそ600mの区間)



対象区間(左富士通り)



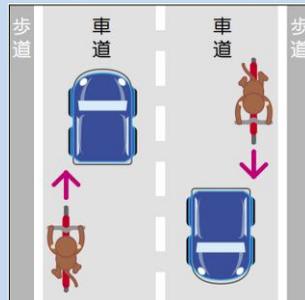
## 自転車ルール ポイント!

自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、  
**車道の左側を走行することが原則となります!**

### <自転車安全利用五則>…自転車を安全に利用するための、5つの約束

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る（二人乗り・飲酒運転等の禁止、夜間のライト点灯）
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

車道では左側を走行



(茅ヶ崎市交通安全対策協議会資料)

### <路面標示設置までの流れ>

茅ヶ崎市ではこれまでに3回の検討委員会を実施し、社会実験の対象道路の選定や、実際にどのようなデザインの路面標示を設置するのかという事について議論や検討を重ねてきました。

#### 第1回検討委員会(平成24年6月27日)

市内の自転車の利用状況を把握し、実験の考え方や全国の路面標示の例を知る機会としました。

～検討事項～

- ・ 茅ヶ崎市における自転車を取り巻く現状・取り組みの報告
- ・ 社会実験対象地区の考え方について
- ・ 路面標示デザインの参考事例について（他都市の事例等）



#### 第2回検討委員会(平成24年8月9日)

社会実験の対象地区の候補、並びに路面標示のデザイン案について検討しました。

～検討事項～

- ・ 社会実験対象地区、路線の選定
- ・ 路面標示のデザイン案の提示、検討



#### 第3回検討委員会(平成24年9月26日)

社会実験の対象地区を左富士通りに決定し、路面標示のデザインの考え方をまとめました。

～検討事項～

- ・ 社会実験対象地区、路線の設定
- ・ 路面標示のデザインについて
- ・ 社会実験の実施計画、アンケート項目について



～お問い合わせ先～

茅ヶ崎市役所 都市部 都市政策課

住所：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 TEL:0467-82-1111 FAX:0467-57-8377

E-mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp